

令和6年3月に化学物質管理者養成講習を開講します

- 本年度の年間講習計画を変更し、会員の皆様方からご要望が多く寄せられている化学物質管理者養成講習(1日コース)を令和6年3月23日(土)に実施します。
- 令和6年4月からリスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡または提供を行う全ての事業場において、化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者から、化学物質管理者(労働安全衛生規則第12条の5)を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務づけられます。
- 化学物質を製造する事業場は、厚生労働大臣告示の「化学物質管理者講習」の修了者等からの選任が必要となりますが、取扱い等の事業場(製造以外の事業場)における化学物質管理者については、法定の資格要件が定められていません。
- しかしながら、厚生労働省通達(令和4年9月7日付け基発0907第1号)において、「化学物質管理者講習」に準ずる講習(当協会ではこの講習を「化学物質管理者養成講習」と称しています。)の修了者から選任することが、推奨されております。
- つまり、本講習の修了者は化学物質の取扱い事業場(製造以外の事業場)において「化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者」とみなされることとなります。
- 但し、化学物質の製造を行う事業場については、本講習を修了しても、法定の資格要件を満たしませんので、ご注意ください。
- 令和6年2月1日から募集を開始しますので、積極的な受講をお願いします。講習開始日時は、令和6年3月23日(土)午前8時からを予定しています。
- なお、来年度(令和6年度)は化学物質管理者養成講習(1日コース)を2~3回程度開催し、平日講習(火曜日または水曜日)も実施する予定です。
- 講習のカリキュラム(厚生労働省通達で示された所要時間)は次のとおりです。

1 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1時間30分
2 化学物質の危険性又は有害性等の調査	2時間
3 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1時間30分
4 化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
5 関係法令	30分
(講習総所要時間 6時間 休憩等を除く)	

【根拠法令等】

労働安全衛生法第57条の3

労働安全衛生規則第12条の5

令和4年9月7日基発0907第1号

「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」

※なお、ご要望をいただいております「**保護具着用管理責任者教育**」についても、年度内に実施できるよう、現在準備を進めております。準備が整い次第、ご案内いたします。